指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

1．鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

交付金事業（緊急銃猟対応等実務者の育成）の負担割合

定額：2,000千円 | **定額を超える事業費分国負担：1/2** | **都道府県負担：1/4** | **市町村負担：1/4**

※認定鳥獣捕獲等事業者等の育成について、定額を超える事業費分は
国負担：1/2、都道府県負担：1/2（特別交付税措置の措置率0.5）

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(定額を超える事業費の1/8)**が実質的な自治体負担

交付金事業（緊急銃猟対応等実務者の配置）の負担割合

定額：10,000千円 | **定額を超える事業費分国負担：1/2** | **都道府県負担：1/4** | **市町村負担：1/4**

※指定管理鳥獣専門人材の配置について、定額を超える事業費分は
国負担：1/2、都道府県負担：1/2（特別交付税措置の措置率0.8）

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(定額を超える事業費の1/20)**が実質的な自治体負担

交付金事業（危険鳥獣出没時の体制構築）の負担割合

国負担：1/2 | **都道府県負担：1/4** | **市町村負担：1/4**

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(全体事業費の1/8)**が実質的な自治体負担

自治体の単独事業（上記の交付対象事業のうち人材の配置の場合）の負担割合

特交措置：4/5 | **自治体負担：1/5**

自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業（人材の配置の場合を除く））の負担割合

特交措置：1/2 | **実質的な自治体負担：1/2**

指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

2．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業（１）

交付金事業（シカ・イノシシの計画策定）の負担割合

定額：5,000千円 | **定額を超える事業費分国負担：1/2** | **都道府県負担：1/2**

※協議会の場合は、定額10,000千円

特交措置 1/2 | **1/2**

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(定額を超える事業費の1/4)**が実質的な自治体負担

交付金事業（効果的捕獲促進事業）の負担割合

定額：10,000千円

※北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。
※協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。

交付金事業（ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成）の負担割合

定額：2,000千円 | **定額を超える事業費分国負担：1/2** | **都道府県負担：1/ 2**

特交措置 1/2 | **1/2**

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(定額を超える事業費の1/4)**が実質的な自治体負担

交付金事業（ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援）の負担割合

定額

※ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援
・1頭９千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり10千円を上限とする定額。狩猟者一人当たり、シカ･イノシシ各2頭目から支払い）
・１処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額
※捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援
・１頭８千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり９千円を上限とする定額。狩猟者一人当たり、シカ･イノシシ各１頭目から支払い）
・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

特交措置：1/2 | **実質的な自治体負担：1/2**

指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

2．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業（2）

交付金事業（シカ・イノシシの捕獲）の負担割合

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(全体事業費の1/10)**が実質的な自治体負担

交付金事業（シカ高密度地域・豚熱が確認された地域、出荷制限がある地域におけるシカ・イノシシの捕獲）の負担割合

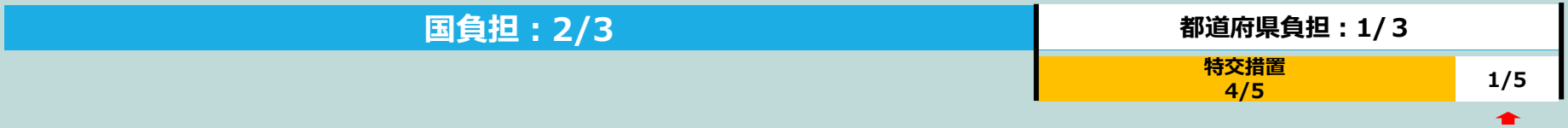

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(全体事業費の1/15)**が実質的な自治体負担

交付金事業（イノシシの緊急銃猟）の負担割合

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(全体事業費の1/20)**が実質的な自治体負担

自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

3．クマ類総合対策事業（１）

交付金事業（計画策定・調査等事業）の負担割合

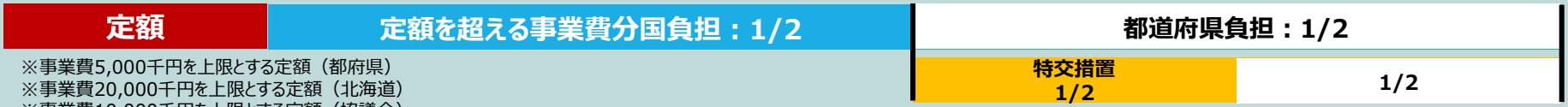

※事業費5,000千円を上限とする定額（都府県）
※事業費20,000千円を上限とする定額（北海道）
※事業費10,000千円を上限とする定額（協議会）
ただし、いずれも定額を超える事業費分は１／２以内
交付上限額は12,500千円（都府県）
25,000千円（北海道）、15,000千円（協議会）

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(定額を超える事業費の1/4)**が実質的な自治体負担

交付金事業（クマの出没防止対策（誘引物管理、電気柵の設置））の負担割合

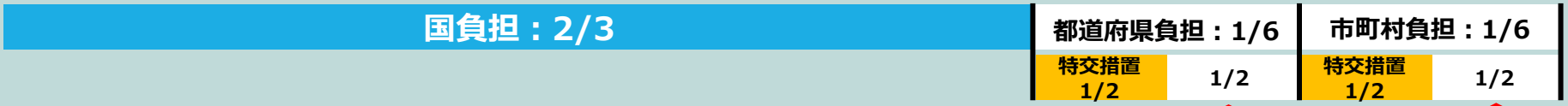

特別交付税措置により自治体負担額の1/2**(全体事業費の1/12)**が実質的な自治体負担

自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合

指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

３．クマ類総合対策事業（２）

交付金事業（クマの捕獲）の負担割合

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(全体事業費の1/20)**が実質的な自治体負担

交付金事業（クマの捕獲（緊急銃猟・春期管理捕獲等））の負担割合

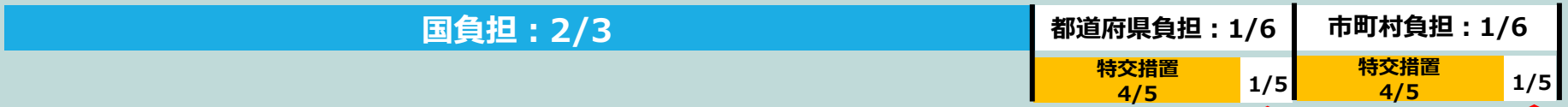

特別交付税措置により自治体負担額の1/5**(全体事業費の1/30)**が実質的な自治体負担

自治体の単独事業（上記の交付対象事業と同様の事業）の負担割合